



宮崎県公報

平成27年3月5日(木曜日) 第2672号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 37,200円

目次

告示

○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1	頁
○指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)の指定……………(障害福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 1	
○海岸保全区域の指定……………(漁村振興課) 2	
○道路の区域の変更……………(道路保全課) 2	

○道路の供用の開始(3件)……………(道路保全課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定の解除……………(砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除……………(〃) 3	
○土砂災害警戒区域の指定……………(〃) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定……………(〃) 3	

公告

○大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 3	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………(管理課) 4	
○入札公告……………5	

人事委員会規則

○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………7	
------------------------------	--

告示

宮崎県告示第152号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
合同会社 Palm Circle	日南市南郷町中村甲31-60-16	訪問介護事業所 SO RA	日南市南郷町中村甲16-90-3 グリーンハイッ 201号	平成26年4月11日

宮崎県告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成27年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
むさし薬局	高原町	薬局	平成27年3月1日

宮崎県告示第154号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日向市東郷町山陰宮ヶ原乙3125-3から乙3125-5まで、乙3132-6から乙3132-9まで、乙3136、乙3137、乙3138-1、乙3138-2、乙3139、乙3140、乙3141-2、乙3141-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字宮ヶ原乙3125-3・乙3125-4・乙3132-6・乙3132-9(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、乙3138-1、乙3138-2、乙3139、乙3140、乙3141-2

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第155号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字吉野方字上桑

木田9444-13、9448-1から9448-4まで、9449-1、9449-5、9449-8、9449-21、字下桑木田9451-4、9451-5、9451-9

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 156号

海岸法(昭和31年法律第 101号)第 3 条第 1 項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

この関係図面は、宮崎県農政水産部漁村振興課及び宮崎県北部港湾事務所において一般の縦覧に供する。

なお、平成25年宮崎県告示第73号で指定した宮崎県日向灘沿岸土々呂漁港海岸鯛名東第二地区海岸保全区域は、廃止する。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称

宮崎県日向灘沿岸土々呂漁港海岸鯛名東第二地区海岸保全区域

2 区域

県道 224号遠見半島線上に設置された^{びょう}鉾(基点0)を基準点とし、以下次表に掲げる基点1から基点11までを順次結んだ線、基点1と補助点1とを結んだ線、補助点1と補助点11とを結んだ線及び基点11と補助点11とを結んだ線によって囲まれた区域

基点の表示

基準点	県道 224号遠見半島線上に設置された ^{びょう} 鉾(基点0) (公共座標表示: X座標- 54508.825, Y座標+65409.452)
基点1	基準点から 314° 31' 32" の方向へ96.864mの点
〃 2	基点1から 18° 17' 01" の方向へ10.172mの点
〃 3	〃 2から 3° 48' 10" の方向へ23.854mの点
〃 4	〃 3から 41° 42' 22" の方向へ11.937mの点
〃 5	〃 4から 11° 26' 01" の方向へ97.341mの点
〃 6	〃 5から 285° 33' 46" の方向へ14.641mの点
〃 7	〃 6から 40° 11' 25" の方向へ12.338mの点
〃 8	〃 7から 27° 46' 07" の方向へ 7.111mの点
〃 9	〃 8から 146° 26' 58" の方向へ10.476mの点
〃 10	〃 9から 76° 14' 59" の方向へ11.570mの点
〃 11	〃 10から 145° 16' 29" の方向へ 7.722mの点
補助点1	基点1から 101° 20' 59" の方向へ56.606mの点
〃 11	〃 11から 101° 20' 59" の方向へ35.818mの点

宮崎県告示第 157号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 5 日から平成27年 3 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道 219号	児湯郡西米良村大字村所字合崎 678番37地先から同郡同村同大字字桐原 407番17地先まで	旧	5.4 ~ 24.1	468.3
				新	9.4 ~ 39.7	434.2

宮崎県告示第 158号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 5 日から平成27年 3 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 219号	児湯郡西米良村大字村所字合崎 678番37地先から同郡同村同大字字桐原 407番17地先まで	平成27年 3 月 5 日

宮崎県告示第 159号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 5 日から平成27年 3 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 221号	小林市北西方字坂口 353番1地先から同市北	平成27年 3 月 5 日

			西方字種子 田 215番 6 地先まで
--	--	--	---------------------------

宮崎県告示第 160号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年 3 月 5 日から平成27年 3 月19日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
102	県道	木場吉 松えび の線	えびの市大 字東川北字 中野 524番 1 地先から 同市同大字 字三反田 4 74番11地先 まで	平成27年 3 月 5 日

宮崎県告示第 161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、平成26年宮崎県告示第 353号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	西 草 場	I - 1 - 1117	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 8 項の規定により、平成26年宮崎県告示第 354号で指定した次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	西 草 場	I - 1 - 1117	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	西 草 場	I - 1 - 1117	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
日向市	西 草 場	I - 1 - 1117	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 3 月 5 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>フェニックスガーデンうきのじょう 宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 東京センチュリーリース株式会社 代表取締役 浅田俊一 東京都港区浜松町二丁目4番1号</p> <p>3 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ゲオ 代表取締役 森原哲也 愛知県春日井市如意申町五丁目11番地の3 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 柴田英二 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 青山商事株式会社 代表取締役 青山理 広島県福山市王子町一丁目3番5号 株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正 山口県山口市佐山 717番地1 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 株式会社LIXIL 代表取締役 杉野正博 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 株式会社メガネトップ 代表取締役 冨澤昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6 株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基 宮崎市橋通東五丁目4番12号 株式会社マックハウス 代表取締役 舟橋浩司 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 株式会社ユニットコム 代表取締役 大野三規 大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番1号 (変更後) 株式会社ゲオホールディングス 代表取締役 遠藤結蔵 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号 マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 佐々木勉 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号 青山商事株式会社 代表取締役 青山理 広島県福山市王子町一丁目3番5号 株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正 山口県山口市佐山 717番地1 株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文</p>	<p>広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 株式会社LIXIL 代表取締役 藤森義明 大阪市西区立売堀一丁目3番13号 株式会社メガネトップ 代表取締役 冨澤昌宏 静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6 株式会社ビー・ビー・シー 代表取締役 長友博基 宮崎市橋通東五丁目4番12号 株式会社マックハウス 代表取締役 白土孝 東京都杉並区梅里一丁目7番7号 株式会社ユニットコム 代表取締役 高島勇二 大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目16番1号 株式会社サンライズモバイル 代表取締役 田所一夫 宮崎市東大淀二丁目3番34号</p> <p>4 変更の年月日 平成26年5月23日</p> <p>5 変更した理由 小売業者の名称及び住所並びに代表者の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成27年2月18日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成27年3月5日から平成27年7月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間 (1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課 (2) 期間 平成27年3月5日から平成27年7月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。 平成27年3月5日 宮崎県知事 河野俊嗣</p>
---	---

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-24)第1473号	北方建設(有)	加行 幸一	宮崎県延岡市北方町角田丑1091	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	平成27年1月9日付けで廃業した旨の届	平成27年1月9日(一部廃業)
宮崎県知事許可(特-23)第2321号	(株)宇治野建設	宇治野 孝吉	宮崎県宮崎市南町3-4-2	特定	塗装工事業、防水工事業	平成27年1月27日〃	平成27年1月27日(一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-24)第7444号	(有)カマイ電工	原川 智充	宮崎県宮崎市田代町135-3	一般	土木工事業、建築工事業、造園工事業	平成27年1月28日〃	平成27年1月28日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第9015号	和光電設(株)	戸郷 義広	宮崎県宮崎市村角町萩崎2656-1	一般	消防施設工事業	平成27年1月22日〃	平成27年1月22日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第12097号	(有)岡設備	岡藺 浩一	宮崎県小林市大字南西方2155	一般	消防施設工事業	平成27年1月26日〃	平成27年1月26日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第454号	(有)豊電社	花岡 健	宮崎県延岡市土々呂町4-4227-1	一般	電気工事業	平成27年1月28日〃	平成27年1月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第2434号	永電社	永瀬 淑樹	宮崎県西都市大字調殿244-8	一般	電気工事業	平成27年1月28日〃	平成27年1月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第3857号	稔工務店	黒木 稔	宮崎県日向市財光寺2761-72	一般	建築工事業	平成27年1月28日〃	平成27年1月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第4626号	(有)ニッシン電設	小玉 重範	宮崎県日南市大字板敷832	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成27年1月13日〃	平成27年1月13日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第7257号	光神建築	光神 慎	宮崎県都城山市山之口町山之口1004	一般	建築工事業、大工工事業	平成27年1月28日〃	平成27年1月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第7819号	木村工業	木村 安男	宮崎県西都市大字三納2030	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成27年1月29日〃	平成27年1月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第9548号	ナカムラ緑新建設	中村 正則	宮崎県児湯郡木城町大字椎木3899-2	一般	土木工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成27年1月29日〃	平成27年1月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-21)第11170号	(有)北斗建装	北嶋 文則	宮崎県児湯郡木城町大字椎木4741-1	一般	塗装工事業、防水工事業	平成27年1月7日〃	平成27年1月7日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-22)第12809号	福野組	福野 賢一	宮崎県宮崎市大字芳土287-1	一般	とび・土工事業、電気工事業	平成27年1月20日〃	平成27年1月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第12966号	鈴木工務店	鈴木 重春	宮崎県宮崎市清武町今泉丙2655-3	一般	建築工事業、大工工事業	平成27年1月30日〃	平成27年1月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第13205号	広和工業	吉澤 賢治	宮崎県延岡市下伊形町5994-1	一般	土木工事業、とび・土工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成27年1月26日〃	平成27年1月26日 (全廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年3月5日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達件名、数量及び規格等 宮崎県広報紙「県広報みやざき」及び宮崎県議会広報紙「県議会の動き」の印刷(単価契約)。平成27年度発行予定部数 2,178,000部(毎号約 363,000部×

年6回)。「県広報みやざき」8ページ、「県議会の動き」4ページでいずれもA4版・4色カラー

- (2) 調達案件の特質等 入札説明書による。
(3) 履行期間 契約締結の日から平成28年3月31日まで
(4) 納入場所 総部数のうち、3,500部を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室へ納入し、残りの部数はこん包の上、宮崎県が指定する場所へ発送する。
(5) 入札方法 (1)の調達件名について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100

分の 8 に相当する金額を加算した金額 (当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成27年宮崎県告示第 137号に規定する資格を有する者で、営業種目が印刷類で種目が平板活版の者であること。

イ 平成25年度及び平成26年度に 4 色カラーのページを12ページ以上含む刊行物の印刷の実務実績を有する者であること。

ウ 宮崎県が各発行月ごとに最終の色校正を確認した日から、8 日以内に 3,500部、10日以内に残りの部数の印刷 (こん包、仕分け及び配送を含む。) が可能な機械設備及び人員体制を自社で有している者であること。

エ デザイナー及び制作責任者を調達案件に係る業務に専任で配置できる者であること。

オ 連絡をしてからおおむね 2 時間以内に、デザイナー又は制作責任者を宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室又は宮崎県議会事務局政策調査課に到着させることができる者であること。

カ 色校正後の文字の修正、色の変更、写真の差し替え等に即時対応できる者であること。

キ 事業協同組合が入札に参加する場合には、組合員である者は当該入札に参加することはできない。

ク 入札説明会に参加した者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、エ及びオの資格要件を満たすことを証明する書類 (以下「証明書」という。) を平成 27 年 4 月10日までに宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室に提出すること。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは証明書を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望する者は、下記の申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配付する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7208

(2) 申請書類の受付期間 平成27年 3 月 5 日から平成27年 3 月26 日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで) とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- (2) 期間 平成27年 3 月 5 日から平成27年 4 月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
 - (1) 場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 期間 平成27年 3 月 5 日から平成27年 4 月16日まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)
- 6 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室 宮崎市橘通東 2 丁目10番 1 号
 - (2) 日時 平成27年 3 月16日午後 2 時
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当
 - (2) 提出期限 平成27年 4 月16日午後 2 時 (郵便にあっては、平成27年 4 月15日午後 5 時必着)
 - (3) 提出方法 持参又は送付 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) によること。
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁 1 号館 4 階総務部総務事務センター入札室
 - (2) 日時 平成27年 4 月16日午後 2 時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第 2 号) 第 100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部総務事務センター物品担当
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この競争入札による調達は、当該調達に係る平成27年度宮崎県一般会計予算の成立を条件とする。
 - (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be required:Publishing of Miyazaki Prefecture's Newsletter "Kenkoho-Miyazaki", and"Kengikainougoki", estimated number of copies to be published:2,178,000 (363,000copies×6times a year)
 - (2) Time limit for tender:2:00p.m.16 April, 2015
 - (3) Contact point for the notice:Office Employee General Affairs Center Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL:0985-26-7208

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月5日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第1号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野					別表第2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野				
第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	第6条第1項各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野
職員採用試験（大学卒業程度）	[略]	[略]	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験	職員採用試験（大学卒業程度）	[略]	[略]	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
土木	主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		数学、物理学、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工等		土木	主として土木に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職		専門試験 自己アピール試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験
土木（社会人）					土木（社会人）				
建築	[略]	[略]	[略]	[略]	建築	[略]	[略]	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文試験
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
農業土木	[略]	[略]	数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般等		農業土木	[略]	[略]		数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工、農業機械、農学一般等
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
林業	主として林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする職		森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、		林業	主として林業に関する知識、技術その他の能力を必要とする職			森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、

		とする業務に従事 することを職務と する職			森林保護学を含 む。) 、林業工 学、林産一般、 砂防工学等			とする業務に従事 することを職務と する職			森林保護学を含 む。) 、林業工 学、林産一般、 砂防工学等
	水産	[略]			[略]			林業(社 会人)	専門試験 自己アビ ール試験 論文試験 人物試験 人物調査	専門試験	
								水産	[略]	教養試験 専門試験 専門論文 試験 人物試験 人物調査	専門試験 専門論文 試験
	[略]										
職員採用試 験(短期大 学卒業程 度)	保育士	[略]						保育士	[略]		
	栄養士	主として栄養士に 関する知識、技術 その他の能力を必 要とする業務に従 事することを職務 とする職	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査	専門試験	社会生活と健康 、人体の構造と 機能、食品と衛 生、栄養と健康 、栄養の指導、 給食の運営等						
	[略]										
職員採用試 験(高等学 校卒業程 度)	電気	[略]	[略]	[略]	数学、物理、情 報技術基礎、電 気基礎、電気機 器、電力技術、 電子技術、電子 回路、電子情報 技術、電子計測 制御等			電気	[略]	[略]	[略]
	農業土木	[略]			農業土木設計、 測量、農業土木 施工、農業に関 する基礎(環境 科学基礎、農業 情報処理等)等			農業土木	[略]		農業土木設計、 水循環、測量、 農業土木施工、 農業に関する基 礎(農業と環境 、農業情報処理 等)等
	[略]										
備考											
この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。											
1～9 [略]											
10 「身体測定」とは、身長、体重、胸囲(男性に限る。) その他の身体状態についての測定及び観察をいう。											
11 [略]											
別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格											
採用試験名						受験資格					
備考											
この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。											
1～9 [略]											
10 「身体測定」とは、身長、体重その他の身体状態につい ての測定及び観察をいう。											
11 [略]											
別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格											
採用試験名						受験資格					

<p>職員採用試験 (大学卒業程度)</p>	<p>1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)について受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満35歳未満)の者</p> <p>2 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者(一般行政(社会人)以外の区分試験について受験しようとする者に限る。)</p> <p>3 [略]</p>	<p>職員採用試験 (大学卒業程度)</p>	<p>1 採用試験が行われる日の属する年度(以下「当該年度」という。)の初日の前日における年齢が満21歳以上満29歳未満(区分試験のうち一般行政(社会人)、<u>土木(社会人)</u>又は<u>林業(社会人)</u>について受験しようとする場合にあっては、満29歳以上満35歳未満)の者</p> <p>2 当該年度の初日の前日における年齢が満21歳未満の者で大学の卒業者若しくは翌年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者(一般行政(社会人)、<u>土木(社会人)</u>又は<u>林業(社会人)</u>以外の区分試験について受験しようとする者に限る。)</p> <p>3 [略]</p>						
<p>職員採用試験 (短期大学卒業程度)</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 前号に該当する者であって、次の表の左欄に掲げる区分試験について受験しようとするものは、それぞれ同表右欄に掲げる資格を現に有し、又は当該年度の3月31日までに当該資格を取得する見込みがあるものでなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="411 1137 746 1214"> <tr> <td>栄養士</td> <td>栄養士の資格</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>保育士の資格</td> </tr> </table>	栄養士	栄養士の資格	保育士	保育士の資格	<p>職員採用試験 (短期大学卒業程度)</p>	<p>1 [略]</p> <p>2 前号に該当する者であって、次の表の左欄に掲げる区分試験について受験しようとするものは、それぞれ同表右欄に掲げる資格を現に有し、又は当該年度の3月31日までに当該資格を取得する見込みがあるものでなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1082 1137 1417 1214"> <tr> <td>保育士</td> <td>保育士の資格</td> </tr> </table>	保育士	保育士の資格
栄養士	栄養士の資格								
保育士	保育士の資格								
保育士	保育士の資格								
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

--	--